

国際仲裁の基礎と実践



2023年9月22日(金)

CONTENTS

第1 国際ビジネス紛争の解決方法

- 1 仲裁
- 2 調停
- 3 国際仲裁の基本事項
- 4 国際仲裁手続の概要
- 5 仲裁判断の承認・執行等

第2 仲裁法の改正

- 1 はじめに
- 2 改正仲裁法
- 3 調停に関するシンガポール条約
実施法及び改正ADR法
- 4 国際仲裁に関するリーガルマーケット
の現状及び将来の見通しについて

第3 パネルディスカッション



司会
Hayakawa Yuki
早川 侑希 (70期)
当会会員



講師
Takahata Masako
高畑 正子 (52期)
当会会員



講師
Inoue Aoi
井上 葵 (57期)
当会会員



パネルディスカッションのみ出席
Koeda Mihiro
小枝 未優 (69期)
当会会員

第 1

国際ビジネス紛争の解決方法

井上 日本企業のクロスボーダー取引の進展とともに国際紛争が増加しています。典型的な例としては、代金不払い、製品の不具合・製品事故、販売店契約・代理店契約の中途解約・更新拒絶、資本・業務提携、ジョイントベンチャー契約に関する紛争、M&A契約に関する紛争、建設プロジェクトに関する紛争といったものがあります。

国際商事紛争が発生した場合の解決方法としては、協議・交渉による解決、調停による解決、法的手続（訴訟・仲裁）による解決があります。

1 仲裁

仲裁とは、当事者が、紛争の解決を第三者（仲裁人）の判断に委ね、その判断（仲裁判断）に服する旨の合意（仲裁合意）に基づき紛争を解決する制度です。仲裁合意があって初めて仲裁を利用できるということが特徴です。仲裁合意に関しては、各仲裁機関がモデル条項・推薦仲裁条項をウェブサイト等に掲載しています。

訴訟と仲裁の比較について、**図1**をご覧ください。

訴訟と仲裁の相違点の1つ目は、訴訟では裁判官（我が国では国家公務員であり、当事者が自由に人選することはできない）ですが、仲裁では仲裁人（通常は私人であり、当事者が自由に人選できる）が判断を行うことが挙げられます。当事者が人選に関与できるため、紛争内容について専門性が高いような場合は、その専門性を持った仲裁人を選べるという点で仲裁を選ぶメリットが出てきます。

2つ目は、訴訟手続は原則として一般に公開されますが、仲裁手続は原則として非公開であることです。企業秘密に関する紛争であるとか、紛争自体を公にしたくないといったケースにおいては、仲裁を選ぶメリットがあります。

3つ目は、訴訟手続は各国の法令で画一的に決められている一方で、仲裁手続は当事者の合意で自由に設計できることです。

4つ目は、訴訟の審理判断は国家主権（民事裁判権）の発動を伴うので、国際裁判管轄や国際送達などの問題が顕在化しますが、仲裁は国家主権の発動がなく、訴訟における国際送達の問題も生じないため、よりスピーディーに解決ができることです。

5つ目は、訴訟では通常上訴できるのに対し、仲裁では不服申し立てはできず一審限りとなることです。

6つ目は、執行です。国際訴訟の場合は、判決を外国で執行しようとする、外国判決の承認・執行の問題が出てくることになり、これは必ずしも容易ではありません。他方、仲裁ではニューヨーク条約によって執行の枠組みが国際的に確保されているので、国際ビジネス紛争に関しては、仲裁を選択する大きなメリットが出てくるということになります。

例えば、中国・ミャンマー・インドネシア・ベトナム・インドなど、アジア新興国ビジネスにおける有効な紛争解決手続を考えたとき、訴訟の場合、日本の判決が外国で執行できるかはその外国の法制によるということになるため、国によっては難しい、あるいはそもそもできないといった問題があります。

日本の判決の執行が難しいとして現地の裁判所を選択した場合、中立性や公平性の問題が出てきますが、残念ながら、アジア新興国には外国企業に対するバイアスがあったり、賄賂が横行していたりして、そもそも公平な裁判が期待できない国もあります。

仮に現地の裁判所に中立性や公平性があるとしても、国によっては裁判手続に非常に時間がかかることがあります。また、現地の言語に対応をしないといけないという問題があります。さらに、現地の裁判所を選んだ場合、通常は現地の資格を持った弁護士を代理人として選任する必要があるため、そのような弁護士と日本企業がコミュニ

図1

■ 仲裁と訴訟との比較

	手続の性質	中立性・公平性	専門性・経験	時間	費用	公開性	不服申し立て	執行の確実性
国際訴訟	特定の国の裁判官が審理して判決を下す。民事訴訟手続は各国の法令で画一的に決められている	国によって左右される	裁判官は一般的には選べない	国・案件による。さらに国際送達の問題がある	裁判官の報酬は不要。総額は案件次第であるが米国訴訟などでは莫大な弁護士費用	原則公開（日本国憲法82条1項参照）	通常上訴可能	外国判決の承認・執行の問題がある
国際仲裁	仲裁人が審理し、仲裁判断を行う。仲裁手続の大部分は当事者の合意で自由に設計できる	定評のある仲裁機関であれば中立・公平な仲裁人の選任が期待できる	当事者が仲裁人の選任に関与できる	案件の規模・複雑性・手続の進め方による	仲裁人の報酬が発生。機関仲裁では管理費用が発生。総額は案件次第	原則非公開（ただし秘密保持の問題に注意）	原則不可	条約による執行の枠組みが確保されている

ケーションをとりあう必要があるという問題が出てきます。

これに対して仲裁を選択した場合、ニューヨーク条約という国際的な執行の枠組みがありますので、日本を仲裁地として選んだ場合、日本の仲裁判断は外国で執行できるのが通常です。また、定評のある仲裁機関を選択し、その仲裁機関が仲裁人を選ぶ場合には、中立性、公平性のある人を選ぶことが期待できます。

さらに、効率性の観点では、国際仲裁実務が進展したことで、世界標準の実務というものが形成されていますので、それにのっとって進めれば、かなり効率的な審理が期待できます。このように見ると、アジア新興国ビジネスにおいては、裁判よりも仲裁を選ぶメリットが大きいと言えます。

2 調停

調停は、紛争当事者が、手続主宰者（調停人）による仲介等の援助を得ながら解決合意の成立を目指す自主的な手続です。UNCITRAL国際商事調停モデル法1条3項には、「調停（conciliation）、斡旋（mediation）、または、その他の類似の意味を持つ表現によると否とを問わず、当事者が、単独または複数の第三者（調停人）に対し、契約またはその他の法律関係から生じた紛争またはこれと関連する紛争につき、その友好的な解決の試みに対して援助を求めめる手続きをいう。調停人は、当事者に対し、その紛争の解決を強制する権限を持たない」と規定されています。

調停と仲裁の最も大きな相違点は、民事上の紛争の解決方法の内容を最終的に決定する主体が、当事者であるか、第三者である仲裁人（仲裁廷）であるかという点です。

調停においては、紛争解決の合意内容を決定するのはあくまで当事者であり、調停人等の第三者は、強制執行可能な形で判断を下すことはできず、和解案の提示を行うことができるにとどまります。

これに対して仲裁では、仲裁人、仲裁廷が最終的な仲裁判断を下しますが、その判断には確定判決と同一の効力があります。

3 国際仲裁の基本事項

(1) ニューヨーク条約

外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（昭和36年条約第10号、ニューヨーク条約）は、仲裁合意の効力を承認するとともに、外国仲裁判断の承認・執行の要件を定めています。2023年9月20日時点で締約国は172カ国にわたっており、日本企業が取引するような外国企業のある国、法域はほぼこれで全てカバーされています。条約締約国では、外国仲裁判断は執行拒否事由がない限り強制執行が可能なので、仲裁ではこの枠組みが非常に重要です。

(2) 機関仲裁とアドホック仲裁

機関仲裁（institutional arbitration）とは、パリに本部があるICC、ロンドンに本部があるLCIA、東京に本部があるJCAAなどといった仲裁機関を利用する仲裁を指します。アドホック仲裁（ad hoc arbitration）とは仲裁機関を利用しない仲裁です。いずれにするかは、仲裁合意によって選択することになります。

仲裁機関の役割は、仲裁機関が制定した仲裁規則に従って手続全般を管理・援助するというものです。特に仲裁人の選任・忌避、仲裁人の報酬に関する事務は重要です。

機関仲裁の長所は、仲裁手続全般について、仲裁機関が管理するため、当事者の意見が合わず手続が止まってしまうことなどを防止できる点です。

短所は、仲裁機関の管理費用を支払う必要があることです。もっとも、仲裁機関の管理費用は、仲裁に要する費用全般からすると比較的低額であり、一般的な商事紛争事案においては、アドホック仲裁よりも機関仲裁を利用することの方がメリットが大きいのでお勧めします。

代表的な仲裁機関は  のとおりです。

(3) 仲裁地

仲裁地については、法的概念としての仲裁地（seat/place of arbitration）が重要です。これは、

仲裁の法律上の本拠地 (judicial home) のことであり、仲裁地国の仲裁法が仲裁手続に適用されることとなります。

なお、物理的概念としての仲裁手続実施地に関しては、多くの仲裁規則では仲裁廷は指定された仲裁地以外の場所で自由に審問期日を開催できることになっています。

仲裁地の指定は、仲裁手続に適用される仲裁法を指定することを意味するため、非常に重要です。利便性のほか考慮すべき点としては、①ニューヨーク条約に加盟している法域か、②仲裁地国の仲裁法は、UNCITRAL国際商事仲裁モデル法に準拠する等、仲裁フレンドリーか、③仲裁地国の裁判所は仲裁手続に親和的か、偏見がない判断を行う実績があるか、④国内法人間の取引に関しては外国を仲裁地として指定できないといった規制があるなどの法令上の制約がないかといったものがあります。

さらに、仲裁地の指定と仲裁機関規則の選択は別の問題であることに留意していただきたいと思えます。例えば東京を仲裁地として選択する場合、東京に本部があるJCAAを選ぶことは当然できますけれども、ICCやAAA-ICDRなどの仲裁機関の規則を選択することもできます。重要なのは、定評のある仲裁機関の規則を選択することです。

(4) 仲裁における守秘義務と非公開原則

仲裁における守秘義務と仲裁非公開原則は機能としては類似する面があるものの、異なる概念として捉えられています。

仲裁における守秘義務 (confidentiality) とは仲裁事件に関する情報を第三者に開示しないという仲裁手続関係者の義務を言います。例えば、審問期日の速記録を第三者に開示するこ

とが禁止されたり、仲裁手続で提出された主張書面や証拠その他の書類、仲裁廷の仲裁判断や命令を第三者に開示することが禁止されたりすることです。

これに対して、仲裁非公開原則 (privacy) とは、仲裁合意の当事者のみが仲裁手続に参加できることを言います。これは、当事者が開示した秘密情報が第三者に開示されることを防ぐとともに、第三者が、仲裁手続において書面を提出したり、審問期日に出席したりするなどして、仲裁手続に介入することを防ぐものです。

4 国際仲裁手続の概要

国際仲裁手続の流れは 図3 のとおりです。

(1) 仲裁申立て

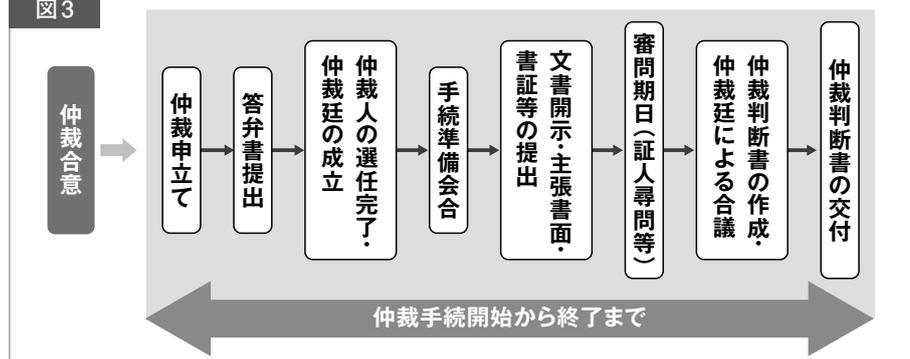
図3 の一番左に「仲裁合意」と記載していますが、これはそもそも仲裁合意がなければ、仲裁手続に入れないという意味です。実際の仲裁は仲

図2

■代表的な仲裁機関

仲裁機関の名称	略称
アメリカ仲裁協会-紛争解決国際センター (American Arbitration Association-International Centre for Dispute Resolution)	AAA-ICDR
中国国際経済貿易仲裁委員会 (China International Economic and Trade Arbitration Commission)	CIETAC
香港国際仲裁センター (Hong Kong International Arbitration Centre)	HKIAC
国際商業会議所国際仲裁裁判所 (International Chamber of Commerce)	ICC
日本商事仲裁協会 (Japan Commercial Arbitration Association)	JCAA
ロンドン国際仲裁裁判所 (London Court of International Arbitration)	LCIA
ストックホルム商業会議所仲裁裁判所 (Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce)	SCC
シンガポール国際仲裁センター (Singapore International Arbitration Centre)	SIAC

図3



裁申立てから始まります。機関仲裁の場合、仲裁機関の仲裁規則の定めに従って、仲裁機関に対して仲裁申立てをします。相手方への書類の送付の要否は仲裁規則の定めによります。仲裁手続における書類の送付は配達証明郵便又はクーリエ便(FedEx、DHLなど)によって行われるのが一般的です。また、実務上、電子メールによる書類のデータ送付も多く行われています。

(2) 答弁書

仲裁申立書を受領した被申立人は答弁書を提出します。機関仲裁の場合、仲裁機関の仲裁規則に、答弁書の記載事項・提出期限が規定されているのが一般的です。仲裁機関の規則によっては、答弁書の提出期限の延長を定めているものもあります。

さらに、反対請求というものがあります。反対請求は、被申立人の申立人に対する新たな請求であり、申立人の被申立人に対する請求と同一の仲裁手続で審理されます。反対請求の申立て期限は、通常は答弁書の提出期限と同じです(ICC仲裁規則5条5項、JCAA商事仲裁規則19条1項参照)、例えば仲裁申し立てがされてから4週間以内に答弁書を出す必要があり、かつ反対請求もしないといけないという規則になっていることがあります。そのため、反対請求するかどうかをかなりスピーディーに決断しなければならないというところが仲裁の特徴です。

(3) 仲裁人の選任手続

仲裁人の選任は当事者の合意によるのが原則です。当事者が仲裁規則を指定している場合はその定めに従って選任されます。仲裁人の人数は、通例は1人か3人であり、どちらにするかは当事者の合意によって決めることができます。当事者が仲裁人の人数について特定しない場合で、仲裁規則を指定している場合は仲裁規則の定めに従うこととなります。

(4) 仲裁の審理手続の進め方

審理手続は手続保障が遵守される限り当事者が合意によって決めることができます(日本仲裁法26条1項参照)。機関仲裁の場合は、仲裁機関規則が審理手続に関して一定の規定を設けているの

で、それに従って行われます。

国際仲裁においてはウェブ会議等の利用が多いです。特に、当事者、代理人、仲裁人など関係者が複数の国にまたがって所在するような場合、一堂に会するのは証人尋問期日等が中心になります。審理手続の順序としては通常、当事者間で主張書面、書証等の交換が行われ、その後証人尋問が行われます。

(5) 手続準備会合

仲裁廷成立後、手続準備会合を開催し、当事者と仲裁廷が協議を行って以下のような点を確認した上で手続予定表(タイムテーブル)が作成されることが多いです。

- ・提出済みの仲裁申立書・答弁書・書証の確認、仲裁人の報酬及び予納金の支払、手続言語・通信方法・秘密保持義務などの確認
 - ・主張書面、書証、専門家報告書等の提出期限の決定
 - ・文書開示に関するルール、スケジュールの確認
 - ・証人尋問などのための審問期日予定日の決定
- そして、このような協議結果を踏まえて、仲裁廷が手続命令(procedural order)を作成します。

(6) 文書開示手続

国際仲裁の実務上、文書提出・文書開示の範囲について問題になることが多いです。一般に、各国の仲裁法や、各仲裁規則は、仲裁手続における証拠規則について詳細な規定を置いていません。証拠法の分野は、コモンロー系と大陸法系とで、基本的なアプローチが大きく異なります。典型的には、米国民事訴訟におけるディスカバリーにおいては、その事件に関連する文書が広く開示されますが、大陸法系ではあまりそういったことは行われません。仲裁人や当事者の法的バックグラウンドが異なる場合、文書開示手続はどのような進め方をすればいいのかといったことが問題になります。

これに関しては、近年では国際法曹協会(International Bar Association)が作成した国際仲裁のための証拠調べ規則(1999年制定、2010年改訂、2020年再改訂。「IBA証拠規則」)が利用される例が増えています。IBA証拠規則に

については、仲裁条項で採用する旨を合意することもできるし、仲裁手続中に当事者間で採用することを合意することもできます。さらには仲裁人の提案等で、当該仲裁手続の規則又はガイドラインとして利用することができます。

文書開示の範囲については、IBA 証拠規則 3.3 条 (b) の「対象文書が、どのように当該仲裁事件と関連性を有しており、かつ当該仲裁事件の結果にとって重要であるのか」という要件が特に重要です。また、同規則 9 条は、当事者が合理的理由なく文書提出命令に従わなかった場合等における不利益推認 (adverse inferences) を規定しているほか、電子的文書の提出・開示についても規定しています。

(7) 審問期日 (証人尋問)

審問期日は数日間 (又はそれ以上) 連続で設定されることが多く、通常は、仲裁当事者の代理人による冒頭陳述 (opening statement) から始まり、その後各証人について尋問が行われます。証人は事実証人、当事者選定専門家証人、仲裁廷選定専門家証人の順に尋問が行われることが多いです。

審問期日に関しても、遠隔地にいる証人で、その審問の場所に行くのが難しい、又はそこまでの必要性が高くないといった場合は、ウェブ会議ベースで証人尋問が行われています。

証人尋問終了後に最終弁論 (closing statement) を行うかは案件次第です。審問後の主張書面 (post-hearing brief) の提出がなされることもあります。

■ 図 4 は審問期日 (証人尋問) における配置の例です。

(8) 仲裁判断内容の決定

仲裁廷が単独仲裁人で構成される場合は、当該仲裁人が仲裁判断の内容を決定します。複数の仲裁人により構成される合議体の場合は仲裁人全員で審理し、評議して仲裁判断の内容を形成します

が、意見が一致しない場合は、仲裁人の過半数で決するのが通常です (UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法 29 条、日本仲裁法 37 条 2 項、ICC 仲裁規則 32 条 1 項第 1 文等)。

(9) 仲裁判断の効力

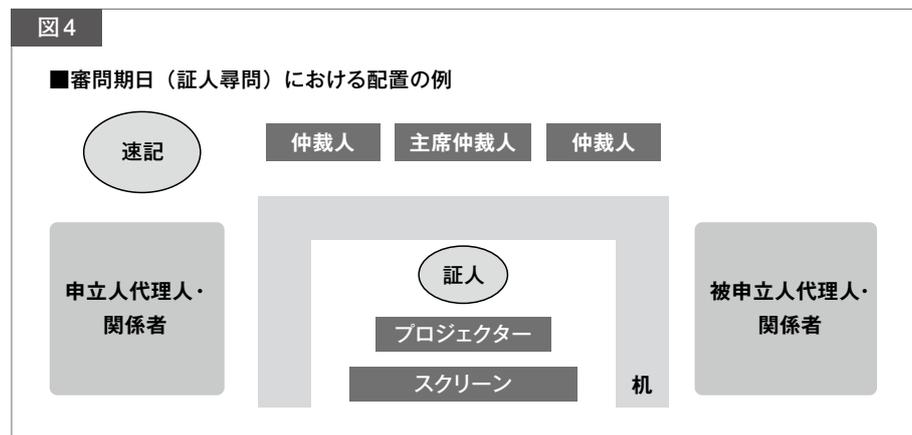
日本仲裁法では、確定判決と同一の効力を有するとされます (日本仲裁法 45 条 1 項本文)。ただし、当該仲裁判断に基づく執行を行うためには、裁判所の執行決定が必要です (同項但書、同法 46 条 1 項)。また、仲裁地国以外で執行を求める場合は、当該国の裁判所に承認・執行を求めることとなります。

5 仲裁判断の承認・執行等

(1) 仲裁判断の承認・執行

仲裁判断の多くは、任意に履行されていると言われていますが、当事者が任意に履行をしない場合は、相手方当事者が資産を有する国において、その国の国家裁判所を通じて執行する必要があります。

承認・執行の手続に関しては、ニューヨーク条約の締約国であれば、条約に従って承認・執行ができます。一般的には①正当に認証された仲裁判断の原本又は正当に証明されたその謄本及び②仲裁付託合意の原本又は正当に証明されたその謄本を、執行決定を行う裁判所に提出し (ニューヨーク条約 4 条 1 項)、その仲裁判断が援用される国の公用語で作成されていない場合には当事者は訳文



を付す必要がある（ニューヨーク条約4条2項）といったことが要件とされています。

外国で下された仲裁判断を承認してもらう場合、承認拒絶事由がない限りは承認・執行しないといけないというのがニューヨーク条約に規定されています（ニューヨーク条約5条1項及び2項）。

(2) 仲裁判断の取消制度

仲裁は一審限りのいわば一発勝負ですが、一般に、仲裁判断が仲裁手続の基礎的要件を欠くときは、当事者は、仲裁判断取消しの申立てをすることができ、裁判所は、取消事由があると認めるときは、当該仲裁判断を取り消すことができます（日本仲裁法44条参照）。

そして、仲裁判断の取消しにかかる国際裁判管轄は、通常仲裁地国に認められることから、適切

な仲裁地を選ぶことが何よりも重要です。せっかく有利な仲裁判断を取得しても、その国の裁判所が不当にその仲裁判断を取り消すといったリスクが考えられることから、仲裁地の国の裁判所の公平性も考慮して仲裁地を決める必要があります。

さらに、UNCITRAL国際商事仲裁モデル法34条2項に規定する仲裁判断の取消事由は、ニューヨーク条約5条の外国仲裁判断の承認拒絶事由と同様です。また、日本仲裁法44条1項各号の仲裁判断の取消事由は、UNCITRAL国際商事仲裁モデル法34条2項と対応していることから、民事訴訟における再審事由に相当するような、かなり例外的な場合でなければ取り消されないということになります。したがって、仲裁判断は効力としては非常に強く、容易に覆らないというイメージを持っておかれるとよいと思います。

第2

仲裁法の改正

1 はじめに

高畑 日本の仲裁法（平成15年法律第138号）はUNCITRAL国際商事仲裁モデル法1985年版に準拠し、2003年に制定されました。その後行われた、UNCITRAL国際商事仲裁モデル2006年版の改正には対応していません。また、調停に関しては、2004年に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号、「ADR法」）が制定され、当初は調停による和解合意について強制執行を可能とすることに否定的な意見も多い状況でした。

その後、2018年に調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（「調停に関するシンガポール条約」、日本は2023年6月国会承認）が採択されると、日本でも仲裁法改正等に関する議論が進みました。

仲裁法の改正については、経済取引の国際化の進展等の仲裁を巡る諸情勢に鑑み、仲裁手続にお

ける暫定措置、又は保全措置に基づく強制執行のための規律を整備するとともに、仲裁法等の見直しを行う必要性があるという問題意識の下、2020年に法制審議会仲裁法制部会（諮問第112号）が設置されました。簡単な流れについては **図5** をご覧ください。

2 改正仲裁法

仲裁法の主要な改正点は次の4点です。

1つ目は、仲裁判断までの間に権利・証拠を保全するための仲裁廷の命令（暫定保全措置命令）に基づく強制執行が可能となったことです（仲裁法第24条関係） **図6**。仲裁人のうち、特に仲裁廷の長は英米法コモンローのバックグラウンドの方が多い傾向にあることから、仲裁廷から出される暫定保全措置にはさまざまなものがあり、日本の裁判所の手続になじまないものも多くありま

す。そのため、仲裁法制部会の場でも類型化に関していろいろな議論が出ましたが、最終的には予防・回復型及び禁止型という2つの類型について手続が決定されました。

2つ目は、仲裁判断に基づき強制執行を申し立てるために必要な裁判所の手続（執行決定の手続）において、裁判所が相当と認めるときに、仲裁判断書の翻訳文（日本語）の添付が不要となった点です（仲裁法第46条第2項ただし書、第47条第2項ただし書関係）。

3つ目は、国際仲裁・国際調停に関する強制執行を申し立てるために必要な手続等を、東京地裁・

大阪地裁にも申し立てることを可能とした点です。（日本仲裁法46条4項）。

4つ目は、仲裁合意の書面性要件が緩和され、口頭契約であっても仲裁条項を含む文書又は電磁的記録が引用されている場合はその仲裁合意は書面性を満たすとされた点です（仲裁法13条6項）。なお、改正仲裁法については、施行日が令和6年4月1日に定められました。

3 調停に関するシンガポール条約 実施法及び改正ADR法

調停に関するシンガポール条約の国内実施のために、2023年4月、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（調停に関するシンガポール条約実施法）が制定され、調停において成立した国際的な和解（原則として商事紛争に関する国際和解合意）に基づく強制執行が可能となりました。この法律の施行日は、調停に関するシンガポール条約が日本について効力を生ずる日、すなわち、令和6年4月1日とされています。

また、2023年4月に成立した改正ADR法においては、我が国の認証紛争解決事業者が行う調停において成立した和解（特定和解）に基づく強制執行が可能となりました。原則として、事業者・消費者間の契約紛争、個別労働関係紛争及び人事・家庭に関する紛争に関する和解は対象外ですが、養育費等に関する特定和解に基づく強制執行は可能となっています。本改正法の施行日は令和6年4月1日となりました。

4 国際仲裁に関するリーガル マーケットの現状及び 将来の見通しについて

昨今の国際仲裁の活性化に向けた取組について補足すると、2017年のいわゆる「骨太の方針」において国際仲裁の活性化に向けた基盤整備が日本政府の政策課題の1つとして上げられた頃から動きが加速化しております。

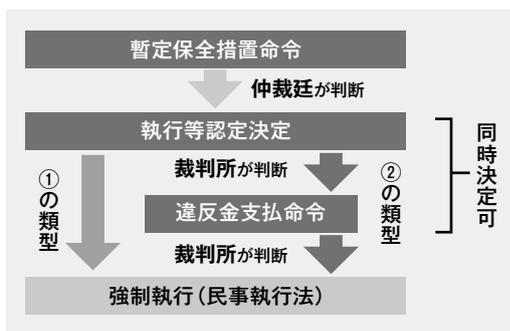
図5

- (1) 2003年、仲裁法（平成15年法律第138号）制定。
- (2) 2006年、UNCITRAL国際商事仲裁モデル法（1985年版）改正。
- (3) 2020年9月、法制審議会仲裁法制部会（諮問第112号）設置。
- (4) 2021年10月、「仲裁法の改正に関する要綱案」決定。
- (5) 2022年2月、「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱案」決定。
- (6) 2023年4月、国会にて可決承認。（施行日：公布後1年以内）

図6

改正仲裁法

- (1) 暫定保全措置命令：仲裁判断までの間に権利・証拠を保全するための仲裁廷の命令（仲裁法第24条関係）
- (2) 暫定保全措置命令の類型：
 - ① 紛争対象の物・権利について、著しい損害又は急迫の危険を避けるために必要な措置・原状回復措置（予防・回復型）
 - ② 財産の処分等の禁止、審理妨害行為の禁止、証拠の廃棄行為等の禁止の措置（禁止型）



法務省HP (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00328.html) より抜粋・編集

国際仲裁は、弁護士の業務分野の拡大、多様化、法曹育成に寄与するだけでなく、日本経済にもたらす影響は大きいと考えられています。東京を仲裁地とする国際仲裁案件数の増加があれば、東京の司法インフラとしての信頼性の向上や仲裁専門家の養成に資すると言われていました。また、東京を尋問地とするだけでも、仲裁関係者の来日による経済効果は大きいものですし、もちろん日本の企業の利便性の向上に資すると考えております。

また、紛争が生じた場合には、仲裁案件となるが増えてくるので、特に若い世代の弁護士の活躍の場が広がるのではないかと考えております。

井上 経済のグローバル化により、日本企業も、企業のサイズを問わず国際取引に関与することが非常に増えています。取引をすれば、必然的にその一定割合は紛争になり、さらにその一定割合は法的手続に移行しなければ解決できない場合も出てきます。そういった意味で弁護士の業務として、国際仲裁の重要性は高まっていると思います。

実際のプラクティスにおいて、私がいろいろな依頼者の方とお話する中で、やはり仲裁につい

ての理解があまり十分ではないので、なかなか利用に踏み切れないことが多いのではと思っております。例えば、法務部の担当者は、仲裁についてある程度の知識を持っていたとしても、実際に仲裁を利用するかは経営判断になるので、経営陣に仲裁がどのようなものかについてご理解いただくことが重要かと思えます。

高畑 日本企業の子会社や外資系企業の日本の子会社の関連といったものも含め、この10年で日本企業関連の仲裁件数が非常に増えているという認識です。ですからインハウス弁護士にとっては必須の手続と言ってもいいかもしれません。

投資案件や投資協定がある場合に、契約締結当時からもめている案件もありますが、契約締結後5年や10年たってから紛争に至ることが多いです。そのため、仲裁条項を入れた取引について、これから10年くらいたつと、いろいろなところで仲裁の専門家の需要が増えてくるのではないかと思います。そういう意味では、法律事務所所属の弁護士を含め、今、勉強されている皆さんにとっては非常に好機かと思えます。

第3

パネルディスカッション

早川 ここからは、**図7**の事例について検討していきたいと思えます。Y社との契約における紛争解決手段を検討するに当たり、考慮すべき要素としてはどのような点が挙げられますか。

小枝 もちろんY社の提案を受け入れることも選択肢の1つですし、対案を出すのであれば、検討するのは日本の訴訟か仲裁のいずれかになると思われれます。

まず1つの重要な考慮要素としては、日本で仮に裁判をして判決を取ったとしても日本で強制執行することができるのかということです。例えば、Y社が日本に活動拠点も資産もないと思われる状況であれば、日本で判決を取ったとしても強制執行に進むことは効果がなく、外国で日本の判決を執行しなければならなくなってしまいます。

Y社がA国の裁判管轄を提案していますので、

そこに合意すれば、Y社の活動拠点であるA国において強制執行を行うことができるかもしれません。しかしその場合、X社としては、A国に出向いてA国の代理人を雇って訴訟をしなければならず、やはりハードルは高いと言えます。

また、仮に専門的な知識が必要とされるような事案であれば、仲裁に合意することによって、その業界の専門知識を有している仲裁人に紛争の解決を委ねるとすることも可能です。

さらに、例えば準拠法をA国法とすることに合意した場合、日本の裁判所で裁判することは可能ですが、日本の裁判官に対してA国法について基本的なところから説明しなければならず、当事者・裁判所にかかり負担がかかります。それに対して、仲裁の場合には、その準拠法国の弁護士を仲裁人に選ぶことにより、効率的審理が期待できるかと

図7

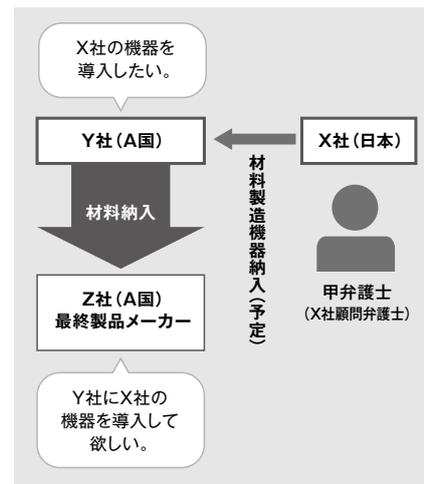
甲弁護士は、東京に本店を置くX社の顧問弁護士である。X社は、世界中で広く生産されている最終製品の材料を製造するための機器を生産しており、X社の顧客は、最終製品のメーカーへ材料を供給する各国の材料メーカーである。

ある時、X社の既存顧客ではない材料メーカーであるY社から、Y社にもX社の機器を供給して欲しいとの商談が来た。Y社(A国企業)は最終製品メーカーであるZ社(A国企業、Y社との資本関係はない。)を主要顧客としており、今回Z社からの依頼で、材料の品質を向上させるためにX社の機器を導入することを検討しているとのことであった。

商談にはX社及びY社の担当者だけでなく、Z社の担当者も同席し、X社の機器の仕様や納入可能台数、価格等について綿密な打合せを複数回実施した。3社間での最後の打合せにおいて、X社の機器の納入に関する大枠を口頭で合意するに至ったため、Z社はその後のことはY社に任せ、以後X社とY社との間で詳細な契約条件に関する協議が始まった。契約はX社とY社との2社間で締結する予定である。

X社とY社との間で契約条件が概ね固まり、未だ確定していない条項は準拠法条項と紛争解決条項のみとなった。Y社は、いずれの条項についても交渉の余地はあるとしつつも、準拠法については、Y社とZ社との間の契約がA国法準拠であることを理由にA国法を希望し、紛争解決条項については、A国B郡を管轄する地方裁判所のみを第一審裁判所とする旨の専属的合意管轄を希望している。

甲弁護士はX社から、Y社との契約における準拠法条項及び紛争解決条項について相談を受けている。なお、X社は世界中でも競合他社が限られていることから、交渉上の立場は比較的優位である。これまでの他社との契約では、深く考えることなく日本法を準拠法、東京地裁を専属的合意管轄とする旨の条項を提案し、受け入れられてきた。これまで、X社が本機器について他社と紛争になったことはない。



思います。

井上 私も、やはり執行の問題が大きいのと思います。日本企業だと外国で裁判するのはハードルが高い一方で、日本の裁判所の判決が確実にA国で執行できるのかどうかというのは大問題です。したがって、執行が難しいとか、不安であるということになると、やはり裁判ではなく仲裁を選ぶべきということになるかと思えます。

それから、日本での裁判を選ぶと、やはり国際送達の問題を考えないといけません。例えば、日本企業がA国の企業に対して訴訟提起をする場合、専属的合意管轄が東京地裁だとすると訴訟提起の際にはA国への国際送達が必要になります。国際送達は国によっては非常に時間がかかる場合があり、数カ月から1年、場合によっては2年といった事例があると報告されています。仲裁は仲裁申立書を送るだけですぐに始められるので、この点も考慮して決めるとよいかと思えます。

早川 Y社が準拠法条項又は紛争解決条項のうち、いずれか一方はY社が希望する条項を受け入れてほしいと主張した場合、どのように対応すべきでしょうか。

高畑 X社は、Y社やZ社との取引との関係で、恐らくA国の法制についてはある程度知っているか、現地の弁護士等にも知り合いがいるということ的前提とすると、準拠法については、Y社の希望どおりA国法で合意しても、実際にその法令解釈上の争いになった場合でも、専門家証人等を探

すことがさほど難しくないこともあり、譲歩可能と考えられます。

これに対して、X社は紛争解決条項については、これまで東京地裁を専属的合意管轄としていたので、日本以外の裁判管轄は避けるべきです。仲裁機関については、もし契約交渉力があればJCAA、無理であればICCやSIACといった国際的に認知されている機関にするのがよいかと思えます。

井上 準拠法と紛争解決条項のどちらかを有利に運ぶ場合、紛争解決条項を取るべき事例というのが結構あると思います。なぜなら、準拠法というのは国内企業と外国企業を区別していない規定になっていることが通常なので、外国企業であっても適用される内容は同じであるという意味で差別がないと言えるからです。他方、紛争解決の場合、例えば相手の国の裁判所だと、外国企業があからさまに不利になるということは、残念ながらよくあることです。

では、外国仲裁ではどうかということ、問題になっている仲裁地の裁判所が公平かということや、選んだ仲裁機関が地元色が濃く、外国企業を差別しているということは残念ながら起こり得ます。このように、紛争解決条項は妥協できない場合がかなりあると思うので、準拠法と紛争解決のどちらを選ぶかと言われた場合に紛争解決条項を選ぶべき局面が多いということも認識した方がよいかと思えます。

早川 X社が紛争解決手段として仲裁を希望する一方、Y社が訴訟を紛争解決手段とすべき立場を崩さない場合、折衷的に次のような紛争解決条項

に合意することに問題はありますか。

「本契約に関連する一切の紛争は●国、▲裁判所における訴訟又は■（仲裁機関）の仲裁規則に基づく仲裁によって解決されるものとする。」

井上 結論から言うと問題があると思います。実際に紛争が起こった場合、Y社としては、もともと訴訟を希望していたので、その国の裁判所で訴訟を提起するということが考えられますが、X社としてはもともと仲裁を考えていたので、仲裁を申し立てるということが起こり得ます。そうすると、同じ紛争について手続が二重になるリスクがあり、そもそも機能しないということだと思います。

したがって紛争解決条項では、これまで議論したような要素を踏まえて仲裁か訴訟かを択一的に決めるべきだと思います。

早川 X社及びY社が紛争解決手段として仲裁に合意する場合、仲裁条項のドラフティングに当たって、どのような点に留意すべきでしょうか。

小枝 まず出発点として検討しておくべきことは、仲裁機関を利用する仲裁なのか、仲裁機関を利用しないアドホック仲裁なのかということになります。仲裁機関を使う場合であれば、ほとんど多くの仲裁機関において、その仲裁機関が推奨するモデル仲裁条項がウェブサイト等で公表されています。

基本的には、選んだ仲裁機関のモデル仲裁条項を出発点とするのが一般的かつ安全であり、必要な部分だけ必要に応じてカスタマイズするということが基本になるかと思います。

次に、特にその仲裁条項の中で、やはり一番重要なのは仲裁地です。また、仲裁手続の言語について合意した場合、その仲裁手続はその言語で行われるということになります。主張書面、審問、証拠の翻訳など、仲裁手続の言語は手続に大きな影響を及ぼすものなので、あらかじめ合意しておくことは十分考えられるかと思います。

また、仲裁人の数についても仲裁合意で定めることがあります。どんな紛争が起きるか分からない時点で、紛争解決するための適切な仲裁人の数というのも、なかなか決めづらいことかと思うので、必ず定めなければならないものではないかと思っています。

さらに、仲裁合意の準拠法という問題があります。これは仲裁合意の分離独立性という原則からくるものですが、例えば契約の中に準拠法合意が定められていたとしても、仲裁合意は本体の契約とは別個、独立した契約と考えられるので、仲裁合意自体の準拠法は、また別に決められる可能性があるということです。これについて今のところ実務で明示的に合意する例は多くないと認識していますが、近時、この仲裁合意の準拠法の考え方や決定方法について問題になるというケースが増えているので、今後はあらかじめ合意しておくことが考えられるかと思っています。

また、実務上のよくある仲裁条項として、多段階紛争解決条項というものがあります。例えば、仲裁を行う前に、まずは当事者間で誠実な交渉をし、交渉がまとまらなかった場合には仲裁を申し立てることができるといった条項です。これは入れても構いませんが、交渉期間に制限を設けるなど、仲裁を申し立てることができる条件を明確にしておくべきです。

高畑 日本における国際仲裁活性化の観点からも、日本企業であるX社には、仲裁地を本店所在地である東京とすることも検討していただくとよいかと思っています。ただ、中立性を勘案して当事者の所在国以外の都市を仲裁地として選ぶことが望ましいとされていますので、できればX社の拠点である都市がよいのではないかと思います。また、現地の仲裁法についても、多少なじみのあるようなところがあればなおよいと思います。

実際にヒアリング等を行う審問地については、東京に本社のある企業にとっては東京が便利かと思っています。

早川 X社及びY社間において、次の条項を含む契約が締結されたことを前提とします。

「本契約の準拠法は、日本法とする。本契約から又は本契約に関連して生ずることがある全ての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は東京（日本）とする。」

Y社がX社の機器の性能が期待通りでないという理由で、代金の支払いを拒み、協議にも応じな

いため、X社としては仲裁申立てを考えているとした場合、仲裁申立ての検討に当たって、X社の社内弁護士として、どのような点を検討しておくべきでしょうか。

高畑 まずは案件を精査し、契約交渉時の代理人だけではなく、紛争解決分野の専門家も呼んで、申し立てた場合のメリット、デメリットを詰めて、経営陣に対してきちんと説明できるようにする必要があります。

また、証拠収集の方法としてメールや書類の保管状況について確認したり、当時の担当者が在籍しているか、既に退職している場合には連絡がつくかどうか等、調べたりしておく必要があるかと思えます。

その上で、仲裁代理人を選定するという手続に入ると思いますが、チームの大きさによっては、費用がとて高額になる場合もあるので、だいたい3事務所くらいから見積りをとることになるかと思えます。

時間の管理も重要です。国際仲裁について、早くても1年半、長いと4年近くかかると思っていた方がいいと思えます。証人尋問について社内のリソースを使う場合には、該当者のスケジュールを押さえることも重要です。

これらの情報を整理した上で、社内決裁のための稟議や各部門との調整（根回し）をしたり、費用の支払のため送金手続を確認したりするなど、法務以外のロジスティクスも含めて、しっかりタイムラインを管理することが重要です。

小枝 依頼者の関心が高いのはタイムラインや費用の点ですが、相手方や仲裁廷次第ということが非常に多く、社外の代理人弁護士の立場からするとなかなか明確な見通しを示せないところもあります。代理人としては、そういった理由も含めて、しっかり理解した上で依頼者にアドバイスしていくことが大事だと考えます。

特に、仲裁における費用の扱いで日本の訴訟と大きく異なるのは、多くの仲裁規則上では代理人報酬も敗訴者負担の原則が取られていることです。もっとも、敗訴者負担が認められるか、認められたとしても、どの程度の部分まで負担させられるかについては、仲裁廷の広範な裁量に委ねられているところがあります。したがって、「勝て

ば必ず代理人費用も含めて、全て費用を回収できる」などとあまり期待し過ぎない方がよいという点は注意する必要があるかと思えます。

早川 Y社がX社に対し、X社の機器の性能が期待通りでなかったことにより、損害を被ったと主張して仲裁を申し立ててきた場合、X社としてはまずどのように対応すべきでしょうか。

小枝 まずは仲裁手続の代理人を速やかに確保した上で、対応についてアドバイスを求めることが重要と考えます。特に留意すべきなのは、多くの仲裁機関の仲裁規則上、答弁書の提出期限がかなり短い場合が多いことです。代理人を選ぶ時間を考えると、かなりタイトですが、実務上は提出期限の延長を申し立てることも可能であり、これが認められることも多いです。そういった対応の可否も含めて、早急に代理人に相談すべきと言えます。

【会場からの質問】 日本企業が外国企業と契約締結するとき、準拠法や仲裁地は英米法国を避けて大陸法国を選ぶべきでしょうか。英米法国を選んでも問題ないでしょうか。

井上 仲裁地が信頼できるのであれば、英米法国でも大陸法国でもよいと言えます。

その上で、日本企業と大陸法国企業の取引であれば、準拠法は大陸法国にした方がお互いなじみがあるのでベターだと言えます。仲裁地も、あえてシンガポール、香港、ロンドンなどといった英米法国を選べば、それに応じていろいろなコストがかさむことは十分に想定されます。そうすると、大陸法国で合理的なパリ、ジュネーブ、東京といったところを選べるなら、その方がよいのではなど、いろいろな観点から検討できると思えます。したがって、総合的には、大陸法国の準拠法、仲裁地でまとめられないかということを考えていくべきかと思えます。

高畑 実際、英米法国が準拠法、仲裁地として選ばれがちですが、仲裁人の選任のときに、やはりある程度、大陸法の仲裁人を入れた方が、日本企業としては何となく分かり合える部分が大きいかなというのが実務上の感覚です。